

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2966番地35

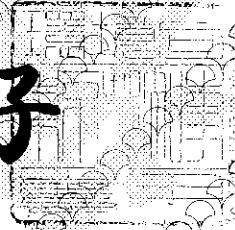
氏名 株式会社セオス
代表取締役 遠藤 恭三



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年11月20日

許可の有効年月日 平成35年11月19日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸(pH2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)
- ④ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等(PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成23年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に規定する容器入りのものに限る)
 - イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物
 - ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物(PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成23年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に規定する容器入りのものに限る)
 - エ. 廃水銀等
 - オ. 廃石綿等
 - カ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表のとおり)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 11月 20日 新規許可
 平成 28年 11月 20日 更新許可 第2回
 平成 29年 2月 24日 変更許可 種類の追加(廃PCB等、PCB汚染物 他5種類)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

再複製無効

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		チルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・トジクロロエチレン	シス1,1-二トジクロロエチレン	一・一・トトリクロロエタン	一・一・トトリクロロエタン	一・一・トトリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン
燃え殻																											
汚泥																											
廃油																											
廃酸																											
廃アルカリ																											
銻さい																											
ばいじん																											
指定下水汚泥																											

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)